

■同意第2号 教育委員会委員の任命について

【要旨】

教育委員会委員4人のうち1人の任期が令和元年5月11日をもって満了することに伴い、新たな委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

【任命しようとする者】

氏 名	坂本 維子 (さかもと ゆいこ)
住 所	四万十町藤ノ川
生 年 月 日	(66 歳)
職 業、政 党 等	
〔主な経歴〕	

【現教育委員会委員】

氏名	生年月日	年齢	性別	職業	政党等	任期
宮崎 正行		69	男			H29. 5. 12～R3. 5. 11
岡林 雅子		66	女			H27. 5. 12～R 元. 5. 11
横山 順一		64	男			H30. 5. 13～R2. 5. 12
佐々倉 愛		34	女			H30. 5. 13～R4. 5. 12

※ 佐々倉委員は、法律第4条第5項の規定による保護者に該当する。

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（任命）

第 4 条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

（1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2） 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第 2 項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第 47 条の 6 第 2 項第 2 号及び第 5 項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第 5 条 教育長の任期は 3 年とし、委員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。